

# 専攻科修学支援金（授業料支援）のご案内

一定所得基準未満の世帯に対して、授業料の**全額**または**半額**を支援します。  
**支援を受けるためには申請が必要です。**

※学校が本人に代わって専攻科修学支援金を受け取り授業料に充てるため、生徒本人が直接受け取ることはありません。

## 対象者

**沖縄水産高等学校専攻科に在学する、日本国内に住所を有する方が対象です。**

ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ①所得による制限を超過している。
- ②所得確認の対象者の全員または一部が住民税の賦課期日（1月1日）に日本国内に在居しておらず、課税状況の確認ができない場合。
- ③過去に高等学校等専攻科を修了している。
- ④高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月を超えている。

## 所得基準

**算定基準額 = 課税標準額 × 6% - 調整控除の額**

※所得確認対象者が2人いる場合は、各々の算定基準について100円未満端数切り捨てで計算した後、合算した金額

※生徒本人が早生まれであり、特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、課税標準額から12万円を減じることとする。（R5年4月～令和5年6月分の判定においては、平成15年1月2日～4月1日生まれが該当）

通常申請	区分1 (全額支援)	上記算定基準額が100円未満または市町村民税の所得割が0円であるもの (世帯年収の目安：270万円未満)
	区分2 (半額支援)	上記算定基準額が100円以上51,300円未満であるもの (世帯年収の目安：270～380万円未満)
家計急変申請 (全額又は半額支援)	算定基準が区分1または区分2を超えている世帯のうち、 疾病・負傷や自己の責めに帰すべき理由によらない離職等により区分1または 区分2相当の収入となった世帯（家計急変世帯）については、審査の上認定 されると全額または半額支援を受けることができます。 ※詳細は別紙参照	

## 提出書類

申請を希望する方：別紙に記載されている書類を提出してください  
申請を辞退する方：別紙 確認書 を提出してください。

## 提出期限

令和5年5月24日（水）  
※随時申請することも可能ですが、原則申請した月からの支援となります。

## 提出先

沖縄水産高等学校 事務室

## 【お問い合わせ先】

沖縄水産高等学校（098-994-3493）  
または教育庁教育支援課（098-866-2711）